(目的)

第1条 この要綱は、松本地域産の農産物、畜水産物及びその加工品(以下「松本地域産品」という。)の消費及び需要の拡大を進め、本市における地産地消の推進を図るため、松本地域産品を積極的に取り扱う市内の飲食店等を松本市地産地消推進の店(以下「推進店」という。)として登録することについて必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 松本地域産品 次に掲げるものをいう。
    - ア 農産物 松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡内で生産又は収穫をされたもの。
    - イ 畜水産物 長野県内で生産又は飼育をされたもの
    - ウ 加工品 ア及びイの産品を主な材料として加工されたもの
  - (2) 飲食店等 市内に所在する飲食店、宿泊施設、食品加工事業所、直売所、小売店、 量販店その他これらに類するものをいう。

### (登録申請)

第3条 推進店の登録を受けようとする飲食店等(以下「申請者」という。)は、松本市地産 地消推進の店登録申請書(様式第1号)に、松本市地産地消推進の店登録申請明細書(様式第 2号又は様式第3号)を添えて提出するものとする。

### (登録基準)

第4条 推進店の登録基準は、別表に定めるとおりとする。

## (登録)

- 第5条 市長は、申請者が登録基準をすべて満たすと認めたときは、申請者を推進店に登録するものとする。
- 2 市長は、登録の可否の結果について、申請者に対して松本市地産地消推進の店登録結 果通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 市長は、推進店として登録した申請者(以下「登録店」という。)に対して登録証及び登録看板(以下「登録証等」という。)を貸与するものとする。

#### (登録証等の掲示及び広報)

- 第6条 登録店は、店内又は店頭のよく見える場所に登録証等を掲示し、松本地域産品を 積極的に販売、広告・宣伝をするものとする。
- 2 市長は、登録店に関する情報を市のホームページ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。

#### (登録の有効期間)

- 第7条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、登録した日から起算して3年以内とする。
- 2 登録店は、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとするときは、第9条に規定する 実績報告書により、登録期間終了までに市長へ更新する旨を申し出るものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申出があったときは、実績報告の内容を審査のうえ、登録 期間更新の可否を決定することとし、登録期間の更新を決定した場合は、登録店に対し て登録証を交付するものとする。

#### (調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、登録店に対して登録基準を満たしているか 随時調査することができる。

#### (実績報告)

第9条 登録店は、松本市地産地消推進の店実績報告書(様式第5号)に、松本市地産地消推 進の店実績報告明細書(様式第6号及び様式第7号)を添えて毎年度末に市長に提出するも のとする。

#### (登録の取下げ)

第10条 登録店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は登録の取下げを希望するときは、松本市地産地消推進の店登録取下書(様式第8号)により市長に届け出をし、あわせて登録証等を返還するものとする。

#### (登録の取消し)

- 第11条 市長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、松本市地産地消推進の店登録取消通知書(様式第9号)により通知し、登録を取り消すことができる。
  - (1) 営業を終了したとき。
  - (2) 登録基準を満たさなくなったとき。
  - (3) 第9条の規定による実績報告書の提出がないとき。
  - (4) 消費者の信頼又は松本地域産品のイメージを著しく失墜させたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

# (苦情の処理)

第12条 登録店は、登録内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

# (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

# 別表(第4条関係)

共通事項	(1) 地産地消の趣旨に賛同し、積極的に松本地域産品を
	活用し、PRする意欲のあること。
	(2) 松本地域産品を使用した料理・商品を今後も増やし
	ていこうとする意欲のあること。
	(3) 登録内容を市のホームページや広報等により紹介
	されることを承諾すること。
	(4) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。
飲食店、宿泊施設等	(1) 松本地域産品を主とした料理を、年間を通じて、又
	はシーズン(旬)に提供し、メニュー、店内ボード等で
	わかりやすく表示をすること。なお、松本地域産品を
	主とした料理とは、その料理の主となる食材が松本地
	域産品であるものをいう。
	(2) 登録期間内に複数の松本地域産品を使用した料理
	を提供すること。
食品加工事業所等	食品を加工している場合においては、製造する加工食品
	(商品)の主たる材料に松本地域産品を使用しており、加
	工食品にはその旨が表示されていること。
直売所、小売店、量販店等	松本地域産品の売場を設置し、わかりやすく表示し、販
	売すること。(概ね8カ月以上)